

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和5年8月31日（令和5年（行情）諮詢第767号）

答申日：令和6年5月8日（令和6年度（行情）答申第55号）

事件名：「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果報告（年次）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果報告（年次）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書1ないし文書7（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部又は一部を開示した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年3月28日付け防官文第5399号及び令和5年6月14日付け同第12760号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」とび「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

ア 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

ウ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（2）原処分2関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 上記（1）アと同じ

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 上記（1）ウと同じ

第3 質問の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年3月28日付け防官文第5399号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年6月14日付け防官文第12760号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書7について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分（原処分1及び原処分2）に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらの審査請求を併合し質問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への質問を行うまでに約1年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、質問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (3) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらない。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、原処分を行うに当たって、本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり、また、本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有していないか改めて探索を行ったが、本件対象文書が全てであることを確認した。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 令和 5 年 8 月 31 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 9 月 29 日 | 審議 |
| ④ 令和 6 年 4 月 26 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求は、審査請求人が開示請求書に記載した「「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果報告（年次）」について、開示請求書に添付された資料も踏まえて、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

イ 本件対象文書は、陸上自衛隊幹部学校（現在は組織改編により陸上自衛隊教育訓練研究本部）において、陸上自衛隊における「日米共同指揮所演習審判基準」についての研究を行った成果を陸上幕僚長宛てに報告した文書である。

ウ 本件対象文書については、紙媒体で管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

エ 本件行政文書ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

オ 本件審査請求を受け、本件対象文書を保有していた陸上自衛隊教育訓練研究本部の担当部署において、机、書庫及びパソコン上の共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) これを検討するに、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書には手書きの書き込み等があることから、紙媒体の文書であると認められる。これを踏まえると、本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記（1）ウの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（1）オの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（1）別表番号1に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、米軍に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、その内容に照らせば、これを公にすることにより、我が国と他国との間の安全保障上の関係に悪影響を及ぼし、他国との信頼関係が損なわれ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、日米共同指揮所演習審判基準に係る概要、戦場審判の基本ルール、航空・防空審判、電子戦審判、対化学審判、情報審判、兵たん審判、人事・衛生審判、施設審判に係る情報、航空・防空審判判定資料、装備損耗、燃料消費、人員損耗に係る資料、日米共同指揮所演習コンピュータシステム使用説明書に係る情報、プログラムごとの処理内容に係る情報が記載されていると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の練度が推察され、悪意を有する相手方が対抗措置を講ずることが可能となるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したこ

とは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

本件対象文書

- 文書1 「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果（年次）について（報告）（幹学研第54号。61.12.18）（かがみのみ。）
- 文書2 「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果（年次）について（報告）（幹学研第54号。61.12.18）（かがみを除く。）
- 文書3 「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果（年次）について（報告）（幹学研第54号。61.12.18）別冊「「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果報告（年次）」
- 文書4 「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果（年次）について（報告）（幹学研第54号。61.12.18）別冊付録第1「日米共同指揮所演習審判基準（2次案）」
- 文書5 「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果（年次）について（報告）（幹学研第54号。61.12.18）別冊付録第1別冊第1「日米共同指揮所演習審判基準データ集」
- 文書6 「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果（年次）について（報告）（幹学研第54号。61.12.18）別冊付録第1別冊第2「日米共同指揮所演習コンピュータシステム使用説明書（案）」
- 文書7 「日米共同指揮所演習審判基準」研究成果（年次）について（報告）（幹学研第54号。61.12.18）別冊付録第2「昭和61年度戦場プログラム等の主要改善事項」

別表（不開示とした部分及びその理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	2 枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	9 枚目の一部	
2	文書 3	6 枚目の一部	自衛隊の教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	2 枚目、4 枚目及び 6 枚目ないし 167 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5	3 枚目ないし 19 枚目、21 枚目ないし 83 枚目、85 枚目ないし 101 枚目及び 103 枚目ないし 106 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 6	4 枚目ないし 96 枚目、98 枚目ないし 107 枚目、110 枚目ないし 117 枚目及び 119 枚目ないし 125 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	4 枚目の一部	